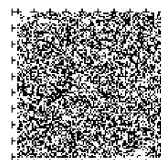


私が暮らしたいまち 朝霞

第5次 朝霞市

総合計画

後期基本計画



01 総合計画とは

中・長期的な視点から市民の皆さんと市がともに目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示した3層構成の計画です。

基本構想

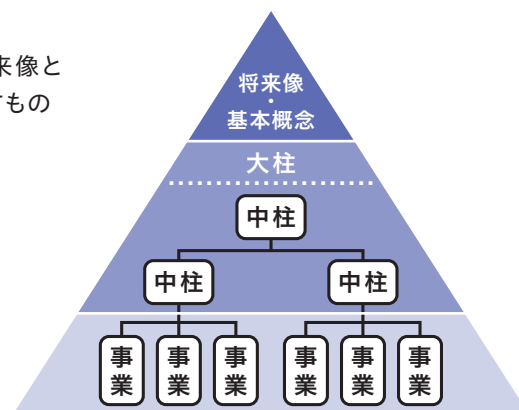
市民と行政がともに実現を目指す将来像とその実現に向けた政策の方向性を示すもの

基本計画

将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に体系的に示すもの

実施計画

各施策を展開するための具体的な事務や事業の内容を示すもの



基本構想(10年間) 平成28(2016)年度～令和7(2025)年度

前期基本計画(5年間) 平成28(2016)年度
～令和2(2020)年度

後期基本計画(5年間) 令和3(2021)年度
～令和7(2025)年度

▲ 進捗状況・社会情勢の変化等を踏まえた見直し

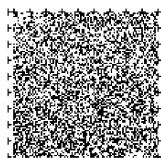
実施計画(3年間)

実施計画(3年間)

毎年度見直しを実施

02 基本構想

- ・本市が10年後にどのようなまちになっていたらよいかという将来像(ビジョン)を掲げています。
- ・さらに、具体的にどのようなまちであれば、将来像の実現が実感できるのかについて、私たちのまちはどうありたい、こうあってほしいという想いを、4つの基本概念(コンセプト)としてまとめています。
- ・こうした基本構想に掲げた将来像を実現するため、基本計画では6つの政策分野に分けて、具体的な施策を体系的に示しています。
- ・そして、将来像の確実な実現に向け、市民と市は、3つの留意点(ポイント)を共有しながら、ともにまちづくりを進めていきます。



将来像【ビジョン】

「私が 暮らしつつづけたいまち 朝霞」

このまちに住んでいる人、学んでいる人、働いている人、活動している人など、「朝霞に関わりのある一人一人が主人公である」との意味を含めて、将来像の主語を“私”としています。

“私”が、朝霞というまちを愛し、「朝霞に暮らしつつづけたい」、「朝霞で暮らしてみたい」と思えるような、魅力的で住みやすいまちにしていきたいと思います。

将来像の基本概念【コンセプト】

安全・安心なまち

「日常生活において安全で安心して暮らしていける」と実感できるまちであるとともに、「災害時においては、みんなで助け合って乗り越えられる」と思えるまちです。

子育てがしやすいまち

「このまちで子どもを育て、その喜びを実感できる」まちです。

つながりのある 元気なまち

「いきいきと暮らし、様々な人々と絆（きずな）を結び、自分らしい人生を送れている」と実感できるまちです。

自然・環境に 恵まれたまち

「四季折々の草花、動物たち、川や湧水などの自然が豊かだ」、「まちの歴史や文化伝統を大切に次の世代に手渡していける」と実感できるまちです。

基本計画における政策分野【ジャンル】

災害対策
防犯
市民生活

健康
福祉

教育
文化

環境
コミュニティ

都市基盤
産業振興

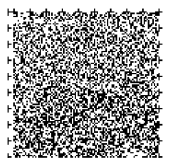
基本構想を推進するために

政策を立案・推進する際の留意点【ポイント】

思いやりをもった
まちづくり

参加と協働による
まちづくり

経営的な視点をもったまちづくり



03 後期基本計画の施策体系

第1章 災害対策・防犯・市民生活

1 防災・消防

- (1) 防災対策の推進
- (2) 地域防災力の強化
- (3) 消防体制の充実

地震、豪雨、噴火、原発事故などの災害時に被害軽減を図るために、迅速な対応が可能な防災体制を構築し、災害に強いまちを目指します。また、地域における防災意識・危機対応の意識を醸成し、市民とともに地域防災力の向上に積極的に取り組むまちを目指します。

2 生活

- (1) 防犯のまちづくりの推進
- (2) 消費者の自立支援の充実
- (3) 安心できる葬祭の場の提供

犯罪発生の抑止力としての地域の防犯意識が高まり、地域コミュニティによる見守り活動が推進され、犯罪などが起こりにくいまちを目指します。

消費者に必要な情報、消費者教育の機会が提供されるとともに、消費者被害の未然防止、被害回復のため消費生活相談を受けることができ、安心して消費生活を送れるまちを目指します。

市民の葬祭が滞りなく行うことができるまちとします。

第2章 健康・福祉

1 地域福祉

- (1) 地域共生社会の構築
- (2) 生活困窮者等への支援

地域住民が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」を実現するまちを目指します。

2 子育て支援・青少年育成

- (1) 子どもたちが健やかに育つ環境整備
- (2) 子育て家庭を支えるための環境整備
- (3) 幼児期等の教育・保育の充実
- (4) 青少年の健全育成の充実

子どもたちが「このまちで育ってよかった」と思い、保護者が「このまちで育ってよかった」と実感し、地域の人たちが「子育て・子育てのよさこびをわかちあえるまち」を目指します。

また、学校、家庭、地域、市民団体などとの協働により、青少年健全育成が推進され、青少年が健全に育つまちを目指します。

3 高齢者支援

- (1) 健康で活躍できる地域社会の推進
- (2) 自立のためのサービスの確立
- (3) 安全・安心な生活ができる環境整備
- (4) 地域包括ケアシステムの推進

みんなで支え合い、いつまでも笑顔と生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、高齢者の主体性を重んじ、地域のつながりを大切にしながら、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアの確立されたまちを目指します。

4 障害者支援

- (1) 共に生きる社会の実現
- (2) 地域における自立生活支援
- (3) 自立に向けた就労の支援

障害のある人に対する理解が深まり、差別等による社会的障壁が取り除かれ、障害のある人となない人が共に生きる社会の実現を目指します。

また、障害のある人の日常生活や社会生活を支援するためのサービス等により、住み慣れた地域での生活や社会参加の充実を目指します。

5 保健・医療

- (1) 健康づくりの支援
- (2) 保健サービスの充実
- (3) 地域医療体制の充実

くらしの中からの健康づくりへの関心が高まり、意識向上が図られ、多くの市民に健康づくり活動の輪が広がっているまちを目指します。

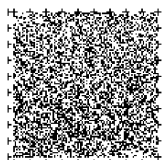
また、市民ニーズに対応した保健サービス、健康増進事業、健康危機管理体制などが展開され、健康長寿なまちを目指します。

6 社会保障

- (1) 社会保障制度の適正な運営

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者が安心して医療サービスを受けられ健康な生活を送ることができるとともに、適切な年金の届け出を行ない年金受給による安定的な生活を送れるまちを目指します。

また、生活に困窮した市民が、生活保護制度を活用し、自立に向けた支援を受けながら安心して生活できるまちを目指します。



第3章 教育・文化

1 学校教育

- (1) 朝霞の次代を担う人材の育成
- (2) 確かな学力と自立する力の育成
- (3) 質の高い教育を支える教育環境の整備充実
- (4) 学校を核とした家庭・地域との連携・協働の推進

子どもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、主体的・対話的で深い学びにより確かな学力と自立する力を身に付け、質の高い教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

2 生涯学習

- (1) 生涯学習活動の推進
- (2) 学びを支える環境の充実

市民の学習ニーズに応えた学習、文化活動など、学習情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、「学び」の成果を生かすことのできるまちを目指します。

3 スポーツ・レクリエーション

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- (2) 利用しやすい施設の提供

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

4 地域文化

- (1) 歴史や伝統の保護・活用
- (2) 芸術文化の振興
- (3) 地域文化によるまちづくり

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され様々な芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

第4章 環境・コミュニティ

1 環境

- (1) 住みよい環境づくりの推進
- (2) 低炭素・循環型社会の推進
- (3) 環境教育・環境学習の推進

本市の魅力である豊かな緑と水辺が守り育まれ、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。

また、環境への負荷が少なく、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。

2 ごみ処理

- (1) ごみの減量・リサイクルの推進
- (2) ごみ処理体制の充実

市民、事業者、行政の三者の協働により、ごみの排出量の抑制と、ごみの再資源化への理解が進み、さらに推進された「低炭素・循環型社会」が構築されているまちを目指します。

3 コミュニティ

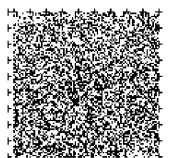
- (1) コミュニティ活動の推進
- (2) 活動施設の充実

市民が地域コミュニティ活動や文化活動を行える基盤を整え、地域住民のコミュニティ活動が活発に行われるまちを目指します。

4 市民活動

- (1) 市民活動への支援
- (2) 市民活動環境の充実

NPOなどの市民活動団体の活動の基盤が整い、活動に必要な情報の収集や相談、組織化や運営などへの支援が受けられることで、市民活動が活性化するまちを目指します。



第5章 都市基盤・産業振興

1 土地利用

- (1) 市街地の適正な利用
- (2) 市街地周辺の適正な利用

まちの限られた土地資源が有効に活用され、公共交通機関の利便性の高い地域を中心に市街地がまとまり、緑地・自然環境と調和した、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行えるまちを目指します。

2 道路交通

- (1) やさしさに配慮した道づくり
- (2) まちの骨格となる道路づくり
- (3) 良好な交通環境づくり

道路・橋梁が整備されて適切な維持管理がなされ、子どもから高齢者までの誰もが安全で快適に道路を利用できるまちを目指します。

また、市内の公共交通を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します。

3 緑・景観・環境共生

- (1) まちの骨格となる緑づくり
- (2) うるおいのある生活環境づくり
- (3) まちの魅力を生み出す景観づくり
- (4) 循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり

子どもから高齢者までの幅広い世代が、都市における公園や緑のオープンスペースで自然とふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動などの活動を行うことのできる、人の暮らしと自然環境の美しさが融和したまちを目指します。

また、歩行者にやさしいゆとりある道路空間の形成を目指します。さらに、市民や地域主体で公園整備や管理が行われ、地域に密着した、朝霞市らしい、市民に愛される公園のあるまちを目指します。

朝霞らしい魅力ある景観をみんなでつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指します。

全ての人や生き物にやさしく、多くの市民が水辺に親しむことができる環境面への配慮が行き届いたまちを目指します。

4 市街地整備

- (1) 特性に応じた市街地づくり

適正な宅地利用がなされ、防災、健康、衛生環境面などに配慮した、バランスのとれた住環境のあるまちを目指します。

5 上下水道整備

- (1) 上水道の整備・充実
- (2) 公共下水道の整備

水道事業の経営が安定し、適正な水道料金で安全・安心な水道水が安定的に供給されるまちを目指します。

下水道事業の持続的な運営を図りながら、快適で安全・安心なまちを目指します。

6 安全・安心

- (1) 災害や犯罪に強いまちづくり
- (2) 全ての人にやさしいまちづくり

地域における防災対策が進み、地震・火災など災害の被害を最小限に抑えられるまちを目指します。

また、防犯環境づくりが進み、犯罪が起きにくいまちを目指します。

全ての人にやさしく、配慮が行き届いたまちを目指します。

7 産業活性化

- (1) 魅力ある商業機能の形成
- (2) 中小企業の経営基盤の強化
- (3) 企業誘致の推進
- (4) 都市農業の振興

商業・工業・農業いずれの市内の事業者においても様々な経営支援サービスを受けられることで経営が安定し、市内産業が活性化しているまちを目指します。

本市の交通利便性等の産業の立地優位性を踏まえ、事業所の増加を図る取組を推進することで、活気のあるまちを目指します。

8 産業の育成と支援

- (1) 産業育成のための連携強化
- (2) 起業・創業の支援

起業・創業を希望する方が様々な支援を受けられるまちを目指します。

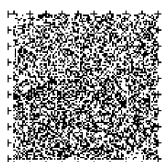
また、市民と事業者及び事業者同士の交流が活発に行われ、市の特性を生かした産業が育つまちを目指します。

9 勤労者支援

- (1) 勤労者支援の充実
- (2) 雇用の促進

勤労者である市民や市内事業所に勤める方が職場での悩み事等について身近な場所で相談を受けられ、労働関係法令を遵守した環境で働けるまちを目指します。

市内事業者が地域から人材を雇用できるとともに、就職を希望する市民がきめ細かな支援を受けられるまちを目指します。



第6章 基本構想を推進するために

1 人権の尊重

- (1) 人権教育・啓発活動
- (2) 問題解決に向けた支援体制の充実

市民一人一人の人権意識・人権感覚が高まり、憲法で保障された基本的人権を互いに尊重し、認め合う、差別のない明るいまちを目指します。

2 男女平等

- (1) 男女平等の意識づくり
- (2) 男女平等が実感できる生活の実現

全ての人が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちを目指します。

3 多文化共生

- (1) 外国人市民が暮らしやすいまちづくり
- (2) 多文化共生への理解の推進

地域で暮らす外国人市民を含めた市民がお互いの理解を深め、それぞれの文化や生活習慣について積極的に理解し、尊重しあって共生できるまちを目指します。

4 市民参画・協働

- (1) 市民参画と協働の推進
- (2) 情報提供の充実と市民ニーズの把握

情報公開の総合的な推進を図ることにより、公正で透明な行政を推進するとともに、多くの人が気軽にまちづくりに参加できるよう環境整備を進め、市政への参画が市民にとって身近であるまちを目指します。

5 行財政

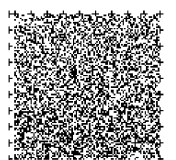
- (1) 総合計画の推進
- (2) 公平・適正な負担による財政基盤の強化
- (3) 公共施設の効果的・効率的な管理運営
- (4) 適正かつ効率的な行政事務の遂行
- (5) 機能的な組織づくりと人材育成
- (6) シティ・プロモーションの展開

安定した財源を確保しつつ、効果的で効率的な行財政運営を行っていくことで、市民が必要とするサービスが将来にわたって適切かつ持続的に提供されるまちを目指します。

04 SDGsの視点を踏まえた施策の推進

平成27(2015)年に国連サミットで、持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）が採択されました。令和12（2030）年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の開発目標と、それを実現するための169のターゲット（達成基準）から構成されています。

後期基本計画においては、SDGsが掲げる理念や目標を身近なものに感じながら施策を推進し、持続可能で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



〈市民参画による策定過程〉

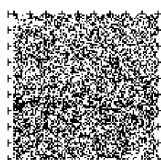
市民の皆さんにとって、朝霞市が暮らしつづけたいまちとなるよう、後期基本計画の策定に当たっては、意識調査、意見交換会などを行い、市民の皆さんからまちづくりに対するたくさんの意見を集めました。



第5次朝霞市総合計画 後期基本計画〈概要版〉(令和3(2021)年3月)

発行／朝霞市 編集／市長公室政策企画課

〒351-8501 埼玉県朝霞市本町 1-1-1 電話 048-463-1111(代表)



第5次総合計画後期基本計画の全文は、市ホームページ(<https://www.city.asaka.lg.jp>)、市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館・北朝霞分館)でご覧いただけます。